

## いわき市震災メモリアル検討会議設置要綱

### (設置)

第1条 東日本大震災の記憶と教訓を風化させることなく、確実に後世に伝えていくことを目的に実施する震災メモリアル事業のあり方に関し、有識者等による調査・検討を行うため、いわき市震災メモリアル検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 震災の記憶と教訓を後世に伝える手法等に関すること。
- (2) 中核拠点施設のあり方及び整備の方向性に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、震災メモリアル事業に関し必要な事項

### (組織及び任期)

第3条 検討会議の委員は、15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 産業・経済界関係者
- (3) 市民団体・地域づくり団体等関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、平成27年6月2日から平成28年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 検討会議に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 検討会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長

が会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ、委員以外の者に対し、会議の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、行政経営部秘書室ふるさと再生課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月2日から実施する。
- 2 この要綱の実施後に最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。